

収入額・需要額調書の記入上の注意事項

保護者等の記入上の注意

- 1 この書類は、就学奨励費の支給を受けるために必要なものですから正確にありのままを記入してください。
- 2 保護者等は の付してある欄は記入する必要はありません。
- 3 保護者等氏名欄に、記名押印又は署名(必ず本人が自署)をすること。
- 4 住所については、この調書を提出するときの住所とし、前の年の12月31日の住所と異なる場合は()内に前の年の12月31日の住所を記入してください。
- 5 世帯の収入状況の欄は、同一生計世帯の世帯員全員の収入状況について記入することとなります。

記入する金額は、本年度納付することとなった、都道府県民税、市町村民税の課税の基礎となった所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除等)を控除する前の所得金額と、課税のときに控除された社会保険料、生命保険料及び損害保険料の額を記入します。

- 6 世帯の状況の欄は、前の年の12月31日現在の世帯の状況を記入します。

したがって、「年齢」、「在学学校名、学年(特殊学級通学の有無)」欄も前の年の12月31日現在の状況により記入することとなります。

なお、在学学校名等は次の例により記入すること。

県立 盲学校小学部第1学年

町立 小学校第2学年A組(特殊学級に通学)

村立 中学校第3学年A組

- 7 「通学費」の欄は、小学校、中学校の特殊学級等又は盲・聾・養護学校の小学部・中学部に通学していた児童・生徒が前の年の4月から今年の3月までに実際にかかった交通費に1/12を乗じた額(円未満四捨五入)を記入してください。
- 8 次の証明書を添付すること。
 - (1) 収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書及び在学する学校から指示される書類
 - (2) 児童福祉施設等又は指定療育機関(国・公立の病院等)に入っている児童等の保護者等がこの書類を提出する場合は、

- ・教育費についての措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書
- ・指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

学校又は教育委員会の記入上の注意

- 1 「都道府県の地区別区分」、「地域の級地区分」欄は保護者等の住所により、生活保護法による保護の基準に示す区分に従って、該当するものに を付すること。
- 2 「教育扶助基準」欄の「学校給食費」及び「基準額」については、それぞれ小学校、中学校又は盲・聾・養護学校の小学部・中学部についてのみ記入すること。
- 3 「生活扶助基準」欄の「第1類」、「期末一時扶助費」は、同一生計世帯の世帯員全員について、個人ごとに記入し、「第2類」及び「住宅扶助基準」欄は持家、借家を問わず世帯ごとに記入すること。
- 4 $\frac{\text{収入額}}{\text{需要額}} \left[\frac{F}{i} \right]$ は、切り捨てにより小数点以下第二位まで求めること。